

## 育児休業、介護休業、子の看護休暇及び介護休業等の適用除外に関する協定書

国立大学法人大阪大学及びその箕面地区における過半数代表者は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第6条第1項ただし書及びこれを準用する同法第12条第2項、第16条の3第2項及び第16条の6第2項の規定、並びに同法第16条の8第1項及び第23条第1項ただし書に基づき、次のとおり協定する。

### （育児休業の適用除外）

第1条 次の各号のいずれかに該当する職員は、育児休業を取得することができないものとする。

- 一 継続勤務期間が1年に満たない者
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の者
- 三 育児休業の申出があった日から起算して1年（1歳に達した日以降の子に係る育児休業については6か月）以内に退職することが明らかな者、又はその間に労働契約の期間が満了する者（労働契約の更新を予定している者を除く。）

### （介護休業の適用除外）

第2条 次の各号のいずれかに該当する職員は、介護休業を取得することができないものとする。

- 一 継続勤務期間が1年に満たない者
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の者
- 三 介護休業の申出があった日から起算して93日以内に退職することが明らかな者、又はその間に労働契約の期間が満了する者（労働契約の更新を予定している者を除く。）

### （子の看護休暇及び介護休業の適用除外）

第3条 次の各号のいずれかに該当する職員は、子の看護休暇（国立大学法人大阪大学教職員の労働時間、休日及び休暇等に関する細則（以下「労働時間細則」という。）第9条第1項第13号に定める特別休暇及びこれに相当する休暇をいう。）及び介護休業（労働時間細則第9条第1項第13号の2に定める特別休暇及びこれに相当する休暇をいう。）を取得することができないものとする。

- 一 継続勤務期間が6か月に満たない者
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の者

※ 「これに相当する休暇」とは、各「労働時間、休日及び休暇等に関する細則」において、同様の趣旨で定める特別休暇をいう。

### （短時間勤務の適用除外）

第4条 次の各号のいずれかに該当する職員は、子の養育又は対象家族の介護のための所

定労働時間の短縮に係る請求ができないものとする。

- 一 継続勤務期間が1年に満たない者
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の者
- 三 1日の所定労働時間が6時間以下の者
- 四 交替制勤務に従事する者

(所定外労働の制限の適用除外)

第5条 前条第1号又は第2号のいずれかに該当する職員は、3歳に満たない子を養育するための所定外労働の制限に係る請求ができないものとする。

(有効期間)

第6条 この協定は、協定締結日から効力を生じ、当事者の一方が相手方に対し、協定の破棄又は協定内容の変更の申し出を行わないかぎり、その効力を有するものとする。

2 前項の申し出は、90日前までに文書により行うものとする。

平成23年3月29日

国立大学法人大阪大学 総長  
鷺田 清 印

同 箕面地区 過半数代表者  
竹村 景子 印

